

指標 6.1.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合

ターゲット 6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。

ゴール 6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

定義及び根拠

- 定義
水道事業により給水されている人口の割合
- 概念
水道法上定義される「水道」とは、「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体」をいう。
水道法上定義される「水道事業」とは、「一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。」とされている。
なお、水道事業により供給される水は、水道法に基づく水質基準を満たしている必要があり、安全に管理されている。
- 根拠及び解釈
水道法の目的は「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」こととされており、水道の利用者はターゲット 6.1 を達成していると判断できる。

データソース及び収集方法

水道の普及率：水道統計（公益社団法人日本水道協会）

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
$$\text{現在給水人口} / \text{総人口} \times 100 \quad (\%)$$
- コメントと限界
「水道事業により給水されている人口の割合」は、水道法上の「水道事業」の定義（給水人口が 101 人以上）にあてはまるものを対象としている。したがって、給水人口が 100 人以下の水道や井戸水等を飲料水として

利用している人々は含まれない。

データの詳細集計

なし

参考

水道統計（公益社団法人日本水道協会）

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

厚生労働省

担当国際機関

世界保健機構（WHO）、国際連合児童基金（UNICEF）